

新旧対照表

【特例法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第103号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第1章 地位協定特例法関係</p> <p>（搬入命令手続）</p> <p>12-6 法第12条第4項((無許可譲受品の搬入命令等の))の規定に基づく保税地域への搬入命令の手続については、次による。</p> <p>(1)～(5)（省略）</p> <p>(6) 譲受け後に保税地域に入れられた物品については、関税法第45条(<u>同法第41条の3、第61条の4条、第62条の7及び第62条の15</u>において準用する場合を含む。)の適用がある旨並びに当該物品の貨主への引渡しは関税等が納付済であることを証する書類の提示を受けた後行うよう、当該保税地域の倉主に注意を喚起しておく。</p> <p>なお、納付済であることを証明する書類、例えば領収書については、その裏面に当該物品を明確に記載する等の方法により、税關と倉主との連絡については特に注意する。</p>	<p>第1章 地位協定特例法関係</p> <p>（搬入命令手続）</p> <p>12-6 法第12条第4項((無許可譲受品の搬入命令等の))の規定に基づく保税地域への搬入命令の手続については、次による。</p> <p>(1)～(5)（同左）</p> <p>(6) 譲受け後に保税地域に入れられた物品については、関税法第45条(<u>(許可を受けた者の関税の納付義務)</u>)(<u>同法第62条等</u>において準用する場合を含む。)の適用がある旨並びに当該物品の貨主への引渡しは関税等が納付済であることを証する書類の提示を受けた後行うよう、当該保税地域の倉主に注意を喚起しておく。</p> <p>なお、納付済であることを証明する書類、例えば領収書については、その裏面に当該物品を明確に記載する等の方法により、税關と倉主との連絡については特に注意する。</p>